

証券コード 3998
2023年3月10日
(電子提供措置の開始日2023年3月7日)

株主各位

東京都千代田区内神田一丁目14番10号
株式会社すららネット
代表取締役 湯野川 孝彦

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://surala.jp/ir/stock/meeting.html>

(株主・投資家情報より株主総会ページからご覧いただけます。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(コードに3998をご入力いただき検索結果よりご覧いただけます。)

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月27日(月曜日)午後6時30分までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 開催日時：2023年3月28日(火曜日) 午前10時30分
(当日は、午前10時より受付を開始いたします。)
- 場 所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE(神田スクエア)3階 SQUARE ROOM
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項： 1. 第15期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項：

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
 - ・議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・新型コロナウイルス感染症の流行状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合はインターネット上の当社ウェブサイト（<https://surala.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ・ご来場される株主様へのお願いについては、最終ページをご確認下さい。

本総会の決議内容につきましては、書面による決議通知の送付は行わず、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

第15期 事業報告

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、2022年12月期第1四半期末をみなし取得日として、ファンタムスティック株式会社を連結子会社化し、当連結会計年度より連結計算書類作成会社に移行いたしました。従いまして、前連結会計年度の連結計算書類を作成しておりませんので、これらとの比較分析は行っておりません。

当社グループにおいては、従来からの少子化の流れの中で、企業間競争は激しさを増しており、経営環境も依然厳しい状況で推移しておりますが、当社が属するeラーニング事業は、2020年度から始まった政府のGIGAスクール構想の進捗と、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、オンライン学習の普及と市場拡大が着実に進みつつあります。

eラーニング事業を行っているすららネットでは、「教育に変革を、子どもたちに生きる力を。」を企業理念として、その実現に向かって取り組んでおります。

当連結会計年度において学校マーケットでは、EdTech導入補助金2022の追加受付と採択が行われ、全国で累計345校、10万人以上に利用されることとなりました。また、東京都の「TOKYOデジタルリーディングハイスクール事業」のAI教材としても採用され、モデル校となる都立高校5校での利用が開始されるなど、個別最適化されたICT教材としての有用性が認められたことで、その活路はさらに拡大しております。

海外マーケットでは、新型コロナウイルス感染症の拡大、また、経済危機等により長らく登校ができない状況が続いておりましたが、インドネシアでは、アジア開発銀行が実施している大規模なパイロット事業が進行中であること、また、スリランカにおいては、初めて公立学校に「Surala Ninja!」が導入されるなど、徐々にその状況は復調してきております。

経営指標である課金対象導入校数と利用ID数につきましては、学校マーケットでは、EdTech導入補助金の採択数が前期に比較して減少したこと、また塾マーケットにおける、新型コロナウイルス感染症拡大による私塾市場の生徒数減少や、塾が使用しているEdTech教材の多様化等の影響により、前年同期比で導入校数及び利用ID数は減少しました。

その結果、すららネットでの当期末時点における導入校数は2,490校（前年同期比116校減少）、利用ID数は360,292ID（前年同期比73,147ID減少）となりました。

なお、業容の拡大に向けた営業・開発人員の増強、新コンテンツ・システムへの開発投資等については、引き続き積極的に取り組んでまいりました。これら人員の増加に伴い、企画開発グループにかかる費用につきましては、今期より原価計算を行い、ソフトウェア又はソフトウェア仮勘定に計上しております。

その結果、当社グループ全体の当連結会計年度における売上高は2,147,821千円、売上原価は574,665千円、販売費及び一般管理費は1,097,693千円となりました。

当社グループ全体の当連結会計年度における営業利益は475,463千円、経常利益は501,037千円、親会社株主に帰属する当期純利益は355,399千円となりました。

また、当社グループの事業セグメントは、eラーニング、受託開発、アプリ開発ではありますが、受託開発及びアプリ開発の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント毎の記載を省略しております。

〈課金対象導入校数及びID数〉

年月	すらら導入校数 (校)				すららID数 (ID)				
	学習塾	学校	海外	合計	学習塾	学校 (注2)	海外	BtoC	合計
2022年12月末	1,204	1,191	95	2,490	19,430	328,882	7,819	4,161	360,292

- (注) 1. 上記のすらら・すららドリル導入校数は、月額「サービス利用料」が発生する校舎数を対象に記載しております。なお、「海外」については、契約上月額「サービス利用料」の課金を行っておりませんが、参考値として契約校舎数を記載しております。
2. 上記の「学校」のすらら・すららドリルID数については、従来導入校が登録をした生徒利用者数に対し課金されるID課金数と、導入校1校舎につき固定の利用料金を支払う校舎課金利用ID数として内訳を記載しておりましたが、現在学校法人との契約内容はID課金のみであり、また、このID課金数に対する校舎課金数の割合も軽微となっていることから、合算をして記載することと変更しております。
3. 「すらら」は小学校から高校までの国語、算数/数学、英語、理科、社会5教科の学習を、先生役のアニメーションキャラクターと一緒に、一人一人の理解度に合わせて進めることができるアダプティブな eラーニング教材です。すららドリルは、アダプティブなドリルと自動作問・採点機能を有するテストからなり、「すらら」の姉妹版として主に公立小中学校向けに提供を開始しています。

〈公立学校の導入校数及びID数〉

年月	公立学校 (注1)		EdTech導入補助金 (注2)	
	学校数	ID数	学校数	ID数
2022年12月末	942	268,038	345	103,152

- (注) 1. 経済産業省EdTech導入補助金により利用している学校数・ID数を含めております。
2. 経済産業省EdTech導入補助金により利用している学校数・ID数になります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、649,244千円となっております。その主なものといたしましては、新オフィス移転関連 32,521千円、高校理科・社会 46,612千円、日本語教育コンテンツトライアル 21,926千円であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度においては、運転資金及び設備投資資金を目的として長期借入金100,000千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年1月14日付でファンタムスティック株式会社の発行済株式の39.8%を取得いたしました。

また、2022年7月29日、2022年10月12日にファンタムスティック株式会社の発行済株式を追加取得しております。

(8) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期
	(自 2019年 1月1日 至 2019年 12月31日)	(自 2020年 1月1日 至 2020年 12月31日)	(自 2021年 1月1日 至 2021年 12月31日)	(当連結会計 年度) (自 2022年 1月1日 至 2022年 12月31日)
売 上 高 (千円)	—	—	—	2,147,821
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	—	—	355,399
総 資 産 (千円)	—	—	—	2,669,527
純 資 産 (千円)	—	—	—	2,068,794
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	—	—	—	53.10

- (注) 1. 当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 表示単位未満は切り捨てております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期
	(自 2019年 1月1日 至 2019年 12月31日)	(自 2020年 1月1日 至 2020年 12月31日)	(自 2021年 1月1日 至 2021年 12月31日)	(当事業年度) (自 2022年 1月1日 至 2022年 12月31日)
売 上 高 (千円)	1,141,158	1,649,465	1,952,688	2,066,668
当期純利益 (千円)	43,972	379,996	399,782	377,811
総 資 産 (千円)	1,033,555	1,780,673	2,128,148	2,671,197
純 資 産 (千円)	891,087	1,284,044	1,713,013	2,090,824
1 株 当 たり 当期純利益 (円)	6.94	59.67	60.09	56.44

- (注) 1. 表示単位未満は切り捨てております。
2. 当社は、2020年7月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第12期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループが認識している対処すべき課題は、次のとおりであります。

① コンテンツの拡充

eラーニング事業では、「国語・算数／数学・英語・理科・社会」の主要5科目を網羅するAI×アダプティブなeラーニングコンテンツを提供しております。2022年秋にテストリリースをしました「探究学習」や、今後も多様化する教育ニーズに対応すべく、新しいコンテンツを企画し拡充してまいります。自社開発以外にも教育関連企業等と協働して、新しい技術を活用し、新しい分野でのコンテンツの制作に邁進してまいります。

② 開発体制の構築

eラーニングコンテンツの技術革新のスピードは、非常に早く、新たなサービスや競合他社が続々と現れることが予想されます。当社が競合企業とのサービスの差別化、競争優位性の確立を図るためには、迅速な開発体制の構築が不可欠となります。当社グループはこれらを実現するために、社内開発スタッフの技術向上、グループ会社間との連携、外部からの優秀な人材の採用、最先端の技術動向の調査、ビッグデータを活かした商品開発等に継続的に取り組んでまいります。

③ 情報管理体制の強化

当社グループでは、セキュリティの確保や情報管理体制の継続的な強化を行っていくことが重要であると考えております。2021年ISMSを取得し、情報管理にかかる施策には万全の注意を払っていますが、今後も情報管理体制の強化・整備を行ってまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

当社グループの持続的な成長のためには、当社グループの経営理念や事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材採用し、開発体制、営業体制、管理体制を整備していくことが重要であると捉えております。特に大きく変革する教育業界においては、営業部門の人材が、学校や塾などの顧客の課題解決に向けての啓蒙や提案、継続的な支援を行うコンサルティング能力の向上が必要不可欠であり、そのための人材育成により注力して参ります。

⑤ システムの強化

当社グループはインターネット上でサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠です。あらゆる有事において通信障害が発生した場合、当グループ事業に重大な影響を及ぼす可能性があるため、外部業者による脆弱性の確認等を継続的に行い、社員への教育・研修の実施等を継続して努めてまいります。

⑥ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループのさらなる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査等委員会及び内部監査部門、任意の諮問機関である指名委員会・報酬委員会、ならびに会計監査人との連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の強化に取り組んでいく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、環境に左右されず、どのような子どもたちにも最適な「教育の機会」を提供することを目指し、eラーニングによる教育サービスの提供とコンテンツ開発、その運用コンサルティングサービスの提供を行う事業を展開しております。

eラーニング事業では、主に小学生・中学生・高校生を対象としている学習塾や学校等に対して、オンライン学習教材「すらら」「すららドリル」等サービスの提供を行っております。また、当社サービスを導入する顧客に対して、「すらら」「すららドリル」等を活用した教育カリキュラムの提案や独立開業の各種支援、無料勉強会の定期開催等による各種経営支援サービス、他社とのコラボレーションによるコンテンツの提供等を行っております。

当社の教材は、利用学習塾や学校からの現場の声をもとに意見交換を行う「SuRaLabo」プロジェクト、大手企業との共同研究など、コンテンツの改善や利用者の学習効果向上に向けて様々な取り組みを行っております。今後も各教育機関と協働し、学習履歴のビッグデータ分析といった研究成果をサービスにフィードバックすることで、より学習効果の高い教材を目指していきます。

当社の教材は、PCやタブレット端末等のスマートデバイスに対応しております。海外マーケットにつきましては、独立行政法人国際協力機構から採択を受けた各種事業等を契機として、スリランカ、インドネシア、エジプト等でサービスの提供を行っております。当社が提供するサービスの内容は以下の通りです。

① 「すらら」「すららドリル」「ピタドリ」「Surala Ninja!」の提供

AI×アダプティブラーニング教材「すらら」は小学校から高校までの国語、算数／数学、英語、理科、社会5教科の学習を、先生役のアニメーションキャラクターと一緒に、一人一人の理解度に合わせて進めることができるアダプティブなeラーニング教材です。レクチャー機能、ドリル機能、テスト機能により、一人一人の習熟度に応じて理解→定着→活用のサイクルを繰り返し、学習内容の定着をワンストップで実現できます。初めて学習する分野でも一人で学習を進めることができる特長を生かし、小・中・高校、学習塾をはじめ、放課後等デイサービス等においても活用が広がっています。「すららドリル」「ピタドリ」は、アダプティブなドリルと自動作問・採点機能を有するテストからなり、「すらら」の姉妹版として「すららドリル」は主に公立小中学校向け、「ピタドリ」は大手塾向けに提供を開始しています。「Surala Ninja!」は、「すらら」の海外版として小学生向けに開発された、インタラクティブなアニメーションを通じて加減乗除の四則計算を中心に算教を楽しく学べるeラーニング教材で、スリランカ向けのシンハラ語版、インドネシア向けのインドネシア語版、エジプトやフィリピンで活用されている英語版があります。

② 「すらら」等を導入する顧客に対する経営支援

学習塾や学校等に対して、「すらら」等を現場で活用した教育カリキュラムの提案や成功事例・各種ノウハウの提供等の経営支援サービスを提供しております。また、当社のサービスを使って学習塾を独立開業される方等に対して、物件探索や資金調達・販売促進活動・その他塾経営に必要な情報や研修等を提供する開業支援サービスを提供しております。

③ 他社とのコラボレーションによるコンテンツサービスの提供

当社は「すらら」をはじめとする自社教材に加え、他社コンテンツとの連携により、サービスの品揃えを拡充し、顧客満足とユーザーの拡大を目指しております。当社は、他社との協働により、英語の発話トレーニングのできるAI機能や長文読解コンテンツ等を提供しております。

④ BtoC受講者に対する包括的なサポート

当社のBtoC顧客の中には、不登校、発達障がい、学習障がいなど、悩みの深い家庭が多数含まれています。当社では、保護者への包括的なサポートを目指し、「すららコーチ」による保護者向けコーチングや、保護者向け勉強ペアレント・トレーニング、心理・教育アセスメントサービスの提供を行っています。また、不登校生がICT教材を活用することにより出席認定を得られる制度を活用するためのセミナーやアドバイス活動など、悩みの深い家庭の課題に寄り添い、包括的なサポートを行っています。

(11) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

① 当社

本店 東京都千代田区

② 子会社

ファンタムスティック株式会社 神奈川県横浜市

(12) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
90名	—

(注) 第15期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
81名	13名増

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ファンタムスティック株式会社	100,000千円	52.2%	子ども向け知育アプリ開発、学習コンテンツ開発

③ 企業集団の成果

当社の連結子会社は1社であります。

当連結会計年度の売上高は2,147,821千円、親会社株主に帰属する当期純利益は355,399千円となりました。

(14) 主要な借入先及び借入額の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円
株式会社日本政策金融公庫	7,500千円

2. 株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,420,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,694,764株（自己株式1,936株含む）
- (3) 株主数 8,543名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
湯野川 孝彦	1,333,534株	19.92%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	491,700株	7.35%
柿内 美樹	407,118株	6.08%
株式会社マイナビ	215,000株	3.21%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	103,100株	1.54%
竹内 淳子	95,596株	1.43%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	93,200株	1.39%
鈴木 敏明	87,000株	1.30%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	79,885株	1.19%
株式会社SBI証券	79,000株	1.18%

(注) 持株比率は、自己株式（1,936株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

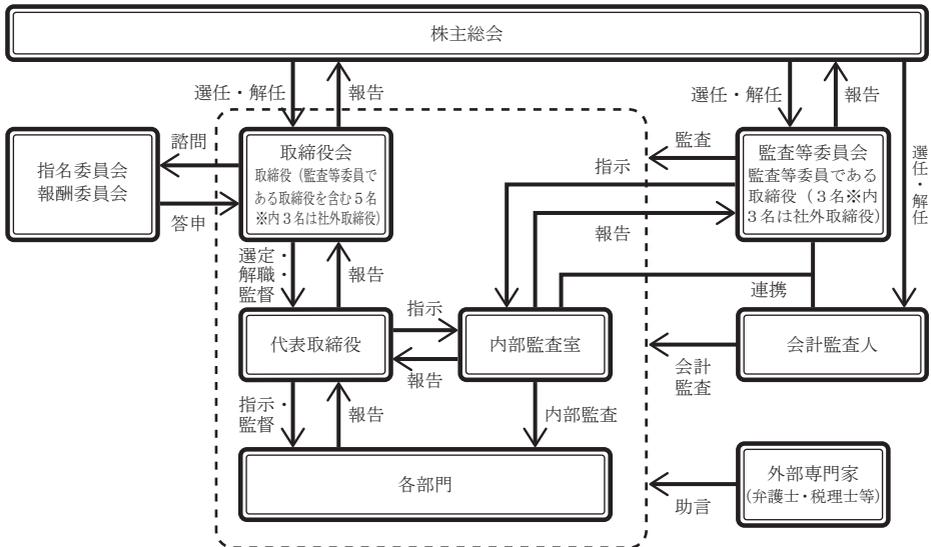
当社は、変化の激しい経営環境の中で、企業が継続的な成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と有効性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンスの徹底は重要な課題と位置づけております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるためリスク管理や監督機能の強化等を行う方針であります。

b 企業統治の体制の概要及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、任意の諮問機関として指名委員会・報酬委員会を設置しており、また日常的に業務を監視する役割として、内部監査室を設置し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能になると判断し、この体制を採用しております。

[コーポレート・ガバナンス体制]



(2) コーポレート・ガバナンスの体制

a 取締役及び取締役会

当社取締役会は5名の取締役(うち社外取締役3名)により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査等委員も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。なお、当社は社外取締役に社外の有識者を迎え入れております。社外取締役は当社の取締役会に出席し、議案審議等にあたり専門的見地からの必要な助言を適宜行っております。

b 監査等委員会

当社監査等委員会は3名(社外取締役3名)によって構成されております。監査等委員は取締役会に出席するとともに、業務監査、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性及び妥当性を監査しております。当社では監査等委員による監査等委員会を毎月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時で開催しており、監査方針及び監査計画ならびに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。また、社外取締役に弁護士、公認会計士や社外の有識者が就任しており、客観的かつ専門的な視点から監査を行っております。

c 指名委員会・報酬委員会

当社は取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役とする指名委員会及び報酬委員会を2020年1月22日に設置いたしました。各委員会は、3名(社外取締役3名)によって構成されております。各委員会において取締役の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性・透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

d 内部監査

当社は内部監査室を設置し、業務の適正な運営・改善・効率化を図るために計画的で網羅的な内部監査を、また必要に応じテーマ監査を実施しております。また、内部監査室と監査等委員、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行いながら監査に努めております。

e 会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

5. 会社役員に関する事項（2022年12月31日現在）

(1) 取締役の状況

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	湯野川 孝彦	ファンタムスティック株式会社取締役
取締役	柿内 美樹	
取締役（監査等委員、指名委員、報酬委員） （社外役員）	小林 洋光	株式会社トビムシ取締役 上海愛宜食食品貿易有限公司監事 株式会社eumo監査役 特定非営利活動法人国境なき料理団監事 アデコ株式会社
取締役（監査等委員、指名委員、報酬委員） （社外役員）	藤本 知哉	潮見坂総合法律事務所 株式会社とくし丸監査役 株式会社フクロウラボ監査役 株式会社Future Food Lab取締役 一般財団法人渡辺記念育成財団監事
取締役（監査等委員、指名委員、報酬委員） （社外役員）	加藤 慶	株式会社ライナフ監査役 株式会社トリプルアイズ取締役CFO

- (注) 1. 取締役小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は取締役小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役加藤慶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

佐藤昌宏氏は、2022年3月28日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、辞任により取締役を退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役、監査等委員、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(5) 取締役及び監査等委員の報酬等の額

a 役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2022年3月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社の役員等の報酬等に関しては、取締役については2020年3月27日開催の第12期定時株主総会（以下、当該株主総会）において、年額54,000千円以内（うち社外取締役分は3,600千円以内）と決議されております（当該株主総会最終時の取締役の員数は3名、うち社外取締役は1名）。

監査等委員である取締役については当該株主総会において、年額10,800千円以内と決議されております（当該株主総会最終時の監査等委員の員数は3名）。

b 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に係る事項

当社取締役（社外取締役を含まない）の役員報酬は、固定報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成されております。固定報酬としての基本報酬は、月例の固定報酬とし、担当職務、各期の業績及び当社の戦略策定と統制への貢献度の評価が行われており、3名の社外取締役で構成されている任意の指名・報酬委員会において、当該結果をまとめた答申を踏まえて、総合的な議論検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

当該株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

ただし、当該譲渡制限付株式報酬は、原則として譲渡制限期間内に当社の取締役、その他当社の取締役会で定める地位から退任又は退職した場合には、対象取締役に割り当てられた株式は無償で当社が取得するものであります。

この譲渡制限付株式報酬につきましては、取締役会にて役員報酬制度の見直しを行うべく、外部専門機関の指導・助言を受け、数回にわたり議論を重ね、同制度の導入決議に至っております。

また、本制度は、経営指標等を基礎として算定される報酬等（業績連動報酬）ではありません。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、任意の指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定します。対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、当社監査等委員（社外監査等委員を含む）の役員報酬は、固定報酬のみで構成されております。これらの報酬は、監査等委員である取締役の協議により、監査等委員全員の同意のもと、決定しております。

c 取締役の報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の額 (千円)	報酬等の種類別の内訳(千円)		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	3名 (1名)	47,766 (600)	45,099 (600)	— (—)	2,666 (—)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	8,280 (8,280)	8,280 (8,280)	— (—)	— (—)
合計	6名	56,046	53,379	—	2,666

(注) 1. 取締役の報酬等の支給人数及び支給額には、2022年3月28日開催の第14期定時株主総会において退任した社外取締役1名が含まれております。

2. 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。)2名に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2020年3月27日開催の第12期定時株主総会において、年額16,200千円以内と決議いただいております。

6. 社外役員に関する事項 (2022年12月31日現在)

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- a. 取締役 小林洋光氏の兼務先である株式会社トビムシ、上海愛宜食食品貿易有限公司、株式会社eumo、特定非営利活動法人国境なき料理団、アデコ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- b. 取締役 藤本知哉氏の兼務先である株式会社とくし丸、株式会社フクロウラボ、株式会社Future Food Lab、一般財団法人渡辺記念育成財団と当社との間には特別の関係はありません。また、同氏が所属している潮見坂綜合法律事務所との間には取引はございますが、当事業年度における当社費用の支出は0.1%未満と僅少であり、独立性に影響を与えるものではありません。
- c. 取締役 加藤慶氏の兼務先である株式会社ライナフ、株式会社トリプルアイズと当社との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	主な活動状況
小林 洋光	当事業年度に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会及び報酬委員会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。監査等委員会では、監査結果に基づいた意見交換、監査対応における重要事項等の協議やアドバイスを行っております。
藤本 知哉	当事業年度に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会及び報酬委員会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
加藤 慶	当事業年度に開催した取締役会、監査等委員会、指名委員会及び報酬委員会の全てに出席し、主に公認会計士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。

7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」に関する取締役会決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」や「行動指針」を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での各部門の担当役員やマネージャーによる各人への期待事項を踏まえた講話等で企業理念や行動指針の周知徹底を図っております。)
 - (b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での経営管理グループ等による説明等で社内諸規程の周知徹底を図っております。)
 - (c) 経営管理グループをコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、社外の有識者を招致した研修等を実施する。
(具体的には、毎年「コンプライアンス等の研修」を実施しております。)
 - (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
また、内部監査室は必要に応じて会計監査人や監査等委員と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
(具体的には、原則として四半期ごと及び必要に応じて情報交換を実施しております。)
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - (b) 文書管理部署の経営管理グループは、取締役及び監査等委員の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
 - (b) 取締役会の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の担当部署が行うこととする。
 - (c) 各部門の取締役は、取締役会において担当部門の損益や業務執行の内容を報告し、会社の損益に影響を与え得る重要事項を発見した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士や公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行うとともに損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。

- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。
 - (b) 取締役会のもとに経営管理ミーティングを設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を当ミーティングの参加者に伝達する。
 - (c) 取締役会のもとに各部門の担当取締役やマネージャーで構成されたマネジメント会議を設置し、担当部門から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。また、社長は各部門の担当取締役やマネージャーに経営の現状を説明し、各部門の取締役やマネージャーは担当部門の業務執行状況を報告する。
 - (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社は、当社グループ会社管理規程を定め、コンプライアンス・プログラムを共通のものとした内部統制を構築し、情報の共有化、指示・要請の効率的な伝達を図り、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について当社への定期的な報告会を行う。

- (b) 内部監査による業務監査により、業務全般にわたる経営目標の効果的な達成を目標として、合法性と合理性と観点からの業務遂行を確保する。
- f 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。
- (b) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (c) 指名された使用人に関する人事異動、人事評価、賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の同意を要するものとする。
- g 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
- (b) 報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。
- イ 重要な社内会議で決議された事項
 - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ 重大な法令・定款違反
 - ヘ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- (c) 取締役及び使用人は、法律違反行為を確認したとき等、必要な場合には、監査等委員会に対して直接情報提供や通報を行うことができる。
- h 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、監査等委員会へ報告した当社の取締役、監査等委員会及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

- i 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査等委員が職務を執行する上で、当社グループに対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

- j その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - (b) 監査等委員は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - (c) 監査等委員会は監査法人又は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて監査法人又は会計監査人に報告を求める。

- k 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - 財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、財務報告に係る体制を構築し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、運用する。

- l 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
 - (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社グループの社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

 - (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力に対する基本方針等について明文化し、全職員の行動指針とする。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営管理グループを統轄管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
 - ハ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

- へ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムの運用を行っております。

当社全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備するとともに、内部監査や当社グループの役職員を対象とするコンプライアンス研修等を実施し、「企業理念」や「行動指針」の浸透定着を図っております。

また、取締役会及び経営管理グループは組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応を行っており、当社グループ全体のリスク管理体制を構築しております。

加えて、監査等委員会監査の実効性確保を目的として、監査等委員及び監査等委員会の職責と監査体制を定めた「監査等委員会監査等基準」及び「監査等委員会規程」等の規程類を整備しております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」の取組結果については、取締役会において経営管理グループ長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	1,333,239	1年内返済予定の長期借入金	6,000
売掛金	366,533	未払金	195,799
仕掛品	1,827	未払費用	21,339
前払費用	39,839	未払法人税等	83,267
その他	3,151	未払消費税等	15,188
貸倒引当金	△6,558	前受金	124,385
流動資産合計	1,738,033	預り金	26,053
【固定資産】		賞与引当金	27,200
(有形固定資産)		流動負債合計	499,233
建物	12,453	【固定負債】	
減価償却累計額	△305	長期借入金	101,500
建物(純額)	12,147	固定負債合計	101,500
建物附属設備	18,181		
減価償却累計額	△1,902		
建物附属設備(純額)	16,278		
工具、器具及び備品	5,683		
減価償却累計額	△3,534		
工具、器具及び備品(純額)	2,149		
有形固定資産合計	30,575		
(無形固定資産)			
ソフトウェア	501,575		
ソフトウェア仮勘定	196,475		
のれん	118,023		
無形固定資産合計	816,074		
(投資その他の資産)			
長期未収入金	1,840		
差入保証金	55,318		
繰延税金資産	27,235		
その他	2,290		
貸倒引当金	△1,840		
投資その他の資産合計	84,844		
固定資産合計	931,494		
資産合計	2,669,527		
		負債合計	600,733
		純資産の部	
		【株主資本】	
		資本金	298,370
		資本剰余金	256,865
		利益剰余金	1,475,697
		自己株式	△1,024
		株主資本合計	2,029,908
		非支配株主持分	38,885
		純資産合計	2,068,794
		負債純資産合計	2,669,527

連 結 損 益 計 算 書

(自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		2,147,821
【売上原価】		574,665
売上総利益		1,573,156
【販売費及び一般管理費】		1,097,693
営業利益		475,463
【営業外収益】		
受取利息	17	
貸倒引当金戻入額	1,724	
受取精算金	22,732	
その他	3,529	28,003
【営業外費用】		
支払利息	500	
為替差損	1,928	
その他	0	2,429
経常利益		501,037
【特別損失】		
固定資産除却損	5,688	5,688
税金等調整前当期純利益		495,349
法人税、住民税及び事業税	149,783	
法人税等調整額	△8,746	141,036
当期純利益		354,312
非支配株主に帰属する当期純損失		1,087
親会社株主に帰属する当期純利益		355,399

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	298,370	295,370	1,120,297	△1,024	1,713,013
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△38,505			△38,505
親会社株主に帰属する当期純利益			355,399		355,399
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△38,505	355,399	—	316,894
当期末残高	298,370	256,865	1,475,697	△1,024	2,029,908

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	—	1,713,013
当期変動額		
連結子会社株式の取得による持分の増減		△38,505
親会社株主に帰属する当期純利益		355,399
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	38,885	38,885
当期変動額合計	38,885	355,780
当期末残高	38,885	2,068,794

連結注記表

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 ファンタムスティック株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、ファンタムスティック株式会社の株式を取得したことから、連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ファンタムスティック株式会社の決算日は9月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、10月1日から連結決算日である12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	22～24年
建物附属設備	5～22年
工具器具備品	5～10年

ロ. 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

② 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業における主な履行期限の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りであります。

イ. eラーニング事業

eラーニング事業は当社コンテンツサービスの利用月毎に発生するサービス利用料、利用者IDにつき課金されるID利用料と、当社コンテンツサービス導入時にかかる初期導入料、教育現場へのコンサルティング及びサポート料等提供を行っております。月々のサービス及びID利用料につきましては、利用期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しており、初期導入料、コンサルティング及びサポート料等は顧客との契約に基づき、役務の提供が完了した月に収益を認識しております。

ロ. 受託開発事業

教育にかかるコンテンツ等受託開発及び関連する保守、メンテナンスサービスの提供を行っております。受託開発につきましては、顧客との契約に基づき、ごく短期的な受託開発を除き履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。保守、メンテナンスサービスにつきましては、顧客との契約期間において継続的に収益を認識しておりますが、毎月の履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ハ. アプリ開発事業

学習コンテンツを自社開発し、サブスク型アプリ提供を行っております。アプリの利用期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、当該

履行義務が充足される利用期間にわたり収益計上をしています。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の及ぶ期間を合理的に見積り、当該期間（5年）にわたり均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準等の適用による連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 118,023千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは、のれんにつき減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の可否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

ロ. 主要な仮定

減損損失の認識の要否の判定及び回収可能価額の算定は、事業計画の基礎となるファンタムスティック株式会社の将来キャッシュ・フロー、割引率から算定されるため、将来売上予測及び営業損益予測を主要な仮定としております。

ハ. 翌事業年度の連結計算書類に与える影響

将来の事業環境の変化等により、事業計画が修正される等、主要な仮定に変動が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 27,235千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社グループは収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減することができると思われる範囲内で繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、中期経営計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、判断しております。

ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に当たって、将来の課税所得の見積りは、当社グループの中期経営計画を基礎としており、中期経営計画においては新規導入校数及び利用ID数の獲得見込みを主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の経済状況及び経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定が変動する場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 6,694,764株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達について、必要な資金を金融機関からの借入により調達しており、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。また、資産運用について、一時的な余資を、安全性の高い金融資産で運用しています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品の内容に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程等に従い、営業債権について、営業部門であるマーケティンググループ及び経営管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき経営管理グループが月次で資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しています。

・資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。また、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれています。当該価格の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	55,318	53,775	△1,543
資産 計	55,318	53,775	△1,543
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	107,500	107,490	△9
負債 計	107,500	107,490	△9

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	107,490	—	107,490
負債計	—	107,490	—	107,490

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。どちらもレベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

当社グループは、全セグメントの売上高の合計額、営業損益の合計額に占めるeラーニング関連事業の割合がいずれも90%を超えており、また、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

	2022年12月31日
1株当たり純資産額	303.29円
1株当たり当期純利益	53.10円

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2023年2月3日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行および株主還元策の一環として、自己株式の取得を実施するものであります。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	134,000株（上限）
株式の取得価額の総額	134,000千円（上限）
取得期間	2023年2月6日～2023年4月28日
取得方法	市場買付

9. その他の注記

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2021年12月22日開催の取締役会において、ファンタムスティック株式会社（以下、「ファンタムスティック」という。）の株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し2022年1月14日付で株式を取得いたしました。これにより当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	ファンタムスティック株式会社
事業の内容	子ども向け知育アプリ開発、学習コンテンツ開発

② 企業結合を行った主な理由

ファンタムスティックは、2010年2月に設立した、子ども向け知育アプリ・学習アプリの開発、及び学習コンテンツ開発会社です。教育機関に向けた受託開発分野における実績・技術力と、ファンタムスティックの強みとされているデザイン分野での知見は、当社サービスのより一層の強化・発展に繋がると考えております。

また、toC事業として展開しているアプリは、ゲーミフィケーションを活用することで、子どもたちの学習意欲を継続させていくというコンセプトが当社理念と通じており、今後国内や海外の両面でユーザーの新規獲得や顧客基盤の拡大など相乗効果が期待できると考えております。

ファンタムスティックが加わることで、当社開発体制の強化を通じ、両社一段と成長することで、早期のサービス立上げを実現するものであり、両社の中長期的な持続的な企業価値の向上に資するものであります。

③ 企業結合日

2022年1月14日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

39.8%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、当該株式を取得することによります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年4月1日から2022年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	169,830千円
取得原価		169,830千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 6,250千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

138,850千円

② 発生原因

主として期待される将来の超過収益力に関連して発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 103,513千円

固定資産 770千円

資産合計 104,284千円

流動負債 20,447千円

固定負債 6,000千円

負債合計 26,447千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響は軽微であるため、記載を省略しております。

(共通支配下の取引等)

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ファンタムスティック株式会社

事業の内容 子ども向け知育アプリ開発、学習コンテンツ開発

② 企業結合日

2022年7月29日・2022年10月12日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

追加取得した議決権比率は12.4%となり、議決権比率は52.2%となりました。当該追加取得は、両社の中長期的な持続的な企業価値の向上を加速させることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	45,389千円
取得原価		45,389千円

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少する資本剰余金の金額

38,505千円

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	1,253,634	未払金	198,408
売掛金	343,007	未払費用	17,356
前払費用	38,225	未払法人税等	82,962
その他	3,151	未払消費税等	7,437
貸倒引当金	△6,558	前受金	122,372
流動資産合計	1,631,460	預り金	24,638
【固定資産】		賞与引当金	27,200
(有形固定資産)		流動負債合計	480,372
建物(純額)	12,147	【固定負債】	
建物附属設備(純額)	16,278	長期借入金	100,000
工具器具備品(純額)	2,149	固定負債合計	100,000
有形固定資産合計	30,575	負債合計	580,372
(無形固定資産)		純資産の部	
ソフトウェア	501,575	【株主資本】	
ソフトウェア仮勘定	207,877	資本金	298,370
無形固定資産合計	709,452	資本剰余金	
(投資その他の資産)		資本準備金	295,370
関係会社株式	215,219	資本剰余金合計	295,370
長期未収入金	1,840	利益剰余金	
差入保証金	54,987	その他利益剰余金	1,498,108
繰延税金資産	27,235	繰越利益剰余金	1,498,108
その他	2,265	利益剰余金合計	1,498,108
貸倒引当金	△1,840	自己株式	△1,024
投資その他の資産合計	299,708	株主資本合計	2,090,824
固定資産合計	1,039,736	純資産合計	2,090,824
資産合計	2,671,197	負債純資産合計	2,671,197

損 益 計 算 書

(自 2022年 1 月 1 日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		2,066,668
【売上原価】		523,367
売上総利益		1,543,300
【販売費及び一般管理費】		1,044,487
営業利益		498,813
【営業外収益】		
受取利息	16	
貸倒引当金戻入額	1,724	
受取精算金	22,732	
その他	3,529	28,002
【営業外費用】		
支払利息	473	
為替差損	2,110	
その他	0	2,584
経常利益		524,231
【特別損失】		
固定資産除却損	5,688	5,688
税引前当期純利益		518,543
法人税、住民税及び事業税	149,478	
法人税等調整額	△8,746	140,732
当期純利益		377,811

株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	298,370	295,370	295,370	1,120,297	1,120,297
当期変動額					
当期純利益				377,811	377,811
当期変動額合計	—	—	—	377,811	377,811
当期末残高	298,370	295,370	295,370	1,498,108	1,498,108

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△1,024	1,713,013	1,713,013
当期変動額			
当期純利益		377,811	377,811
当期変動額合計	—	377,811	377,811
当期末残高	△1,024	2,090,824	2,090,824

個別注記表

(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	22～24年
建物附属設備	5～22年
工具器具備品	5～10年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行期限の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下の通りであります。

① eラーニング事業

eラーニング事業は当社コンテンツサービスの利用月毎に発生するサービス利用料、利用者IDにつき課金されるID利用料と、当社コンテンツサービス導入時にかかる初期導入料、教育現場へのコンサルティング及びサポート料等提供を行っております。月々のサービス及びID利用料につきましては、利用期間にわたり履行義務が充足するものとして収益を認識しており、初期導入料、コンサルティング及びサポート料等は顧客との契約に基づき、役務の提供が完了した月に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。なお、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 27,235千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

当社は収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で繰延税金資産を認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、中期経営計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、判断しております。

ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に当たって、将来の課税所得の見積りは、当社の中期経営計画を基礎としており、中期経営計画においては新規導入校数及び利用ID数の獲得見込みを主要な仮定としております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の経済状況及び経営環境の変化により、課税所得の見積りの基礎となる仮定が変動する場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	3,186千円
--------	---------

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債務	25,482千円
--------	----------

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する取引高

営業取引による取引高	49,828千円
------------	----------

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,936株
------	--------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	8,328千円
貸倒引当金	2,571
一括償却資産	598
未払事業税	5,444
減損損失	132
譲渡制限付株式報酬	1,836
フリーレント賃料	7,484
その他	838
繰延税金資産小計	27,235
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産純額	27,235

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 (千円)	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ファンタムステック株式会社	100,000	所有 直接 52.2	役員の兼任 ソフトウェア開発委託	ソフトウェア開発委託	49,240	未払金	25,482

取引条件及び取引条件決定方針等

(注) 期末残高には消費税等が含まれております。

9. 収益認識に関する注記

当社は、eラーニング関連事業の単一セグメントであるため、また、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

	2022年12月31日
1株当たり純資産額	312.39円
1株当たり当期純利益	56.44円

11. その他の注記

(企業結合等関係)

連結注記表「9. その他の注記 (企業結合等関係)」に記載しているため、省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

連結注記表「8. その他の注記 (重要な後発事象に関する注記)」に記載しているため、省略しております。

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社すららネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本間 洋一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹神 祐也	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社すららネットの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社すららネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月24日

株式会社すららネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本間 洋一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹神 祐也	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社すららネットの2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月1日

株式会社すらネット 監査等委員会

監査等委員 小林 洋光 ㊟

監査等委員 藤本 知哉 ㊟

監査等委員 加藤 慶 ㊟

(注) 監査等委員 小林洋光、藤本知哉及び加藤慶は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から特段の意見はありません。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ゆのかわ たかひこ 湯野川 孝彦 (1960年10月10日生)	1985年4月 株式会社日本エル・シー・エー (現 株式会社エル・シー・エー ホールディングス)入社 1999年12月 株式会社アイデア・リンク 代表取締役就任 2002年5月 株式会社リンク総研常務取締役 就任 2003年4月 株式会社ベンチャー・リンク (現 株式会社C&I Holdings)入社 2005年2月 株式会社カーブスジャパン取締役 就任 株式会社キャッチオン代表取締役 就任 2006年6月 株式会社ベンチャー・リンク常務 執行役 事業開発本部 本部長 2010年10月 当社代表取締役社長就任(現任) 2022年1月 ファンタムスティック株式会社取 締役就任(現任)	1,333,534株
2	かきうち みき 柿内 美樹 (1972年9月7日生)	1995年9月 株式会社語学春秋社入社 2000年4月 株式会社水王舎取締役就任 2005年12月 株式会社キャッチオン取締役 就任 2008年7月 株式会社ベンチャー・リンク (現 株式会社C&I Holdings)入社 2008年8月 当社取締役就任(現任)	407,118株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	こばやし ひろみつ 小林 洋光 (1974年8月1日生)	2002年9月 三菱化学株式会社入社 2005年11月 アマゾンジャパン株式会社 入社 2007年4月 アミタ株式会社入社 2009年10月 株式会社西栗倉・森の学校監査役就任 2012年3月 株式会社トビムシ取締役就任(現任) 2012年4月 レノボ・ジャパン株式会社入社 2014年4月 当社監査役就任 2016年1月 エリーパワー株式会社入社 2016年9月 オイシックス株式会社(現 オイシックス・ラ・大地株式会社)入社 2017年9月 上海愛宜食食品貿易有限公司監事就任(現任) 2018年2月 ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社入社 2018年9月 株式会社eumo監査役就任(現任) 2019年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2021年1月 特定非営利活動法人国境なき料理団監事就任(現任)	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	ふじもと ともや 藤本 知哉 (1973年10月12日生)	<p>2000年10月 弁護士登録、TMI総合法律事務所入所</p> <p>2001年9月 森総合法律事務所入所(現 森・濱田松本法律事務所)</p> <p>2006年6月 Alschuler Grossman & Kahan 法律事務所出向</p> <p>2012年2月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社</p> <p>2013年12月 ブロード・キャスト・サテライト・ディズニー株式会社取締役就任</p> <p>2018年2月 潮見坂総合法律事務所入所</p> <p>2019年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)</p> <p>株式会社Payke監査役就任</p> <p>2020年7月 株式会社とくし丸監査役就任(現任)</p> <p>2020年9月 株式会社フクロウラボ監査役就任(現任)</p> <p>2022年1月 株式会社Future Food Lab取締役(現任)</p> <p>2022年2月 一般財団法人渡辺記念育成財団監事(現任)</p>	
3	かとう けい 加藤 慶 (1981年2月8日生)	<p>2003年4月 株式会社ベンチャー・リンク(現 株式会社C&I Holdings)入社</p> <p>2007年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>2018年1月 株式会社パネイル入社</p> <p>2018年4月 株式会社MAYAホールディングス取締役CFO管理本部長就任</p> <p>2019年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)</p> <p>2020年1月 株式会社ライナフ監査役就任(現任)</p> <p>2020年9月 株式会社XTIA 取締役管理本部長就任</p> <p>2021年7月 株式会社トリプルアイズ執行役員CFO就任</p> <p>2021年9月 株式会社トリプルアイズ取締役CFO就任(現任)</p>	

(注) 1. 各監査等委員である取締役の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 監査等委員である取締役の候補者全員が社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下の通りであります。

小林洋光氏を社外取締役候補とした理由及び期待される役割は、2014年4月より当社監査役を務め、その豊富なキャリアと事業法人で培われた経営管理能力により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。

藤本知哉氏を社外取締役候補とした理由及び期待される役割は、弁護士として培われた法律に関する知識・経験等により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。

加藤慶氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、2019年3月より当社監査役を務め、事業会社における公認会計士としての培われた財務及び会計に関する知識・経験等により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。

4. 小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏の選任が承認された場合、当社は小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって4年であります。
6. 当社は取締役小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年3月27日開催の第12期定時株主総会の決議で、「年額54,000千円以内（うち社外取締役分3,600千円以内）」となり今日に至っております。

本議案は、経営環境の変化に伴い、その責務が増大していることに加え、経済状況の変化等諸般の事情を考慮し、これを「年額68,000千円以内（うち社外取締役分3,600千円以内）」に改定いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）となります。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

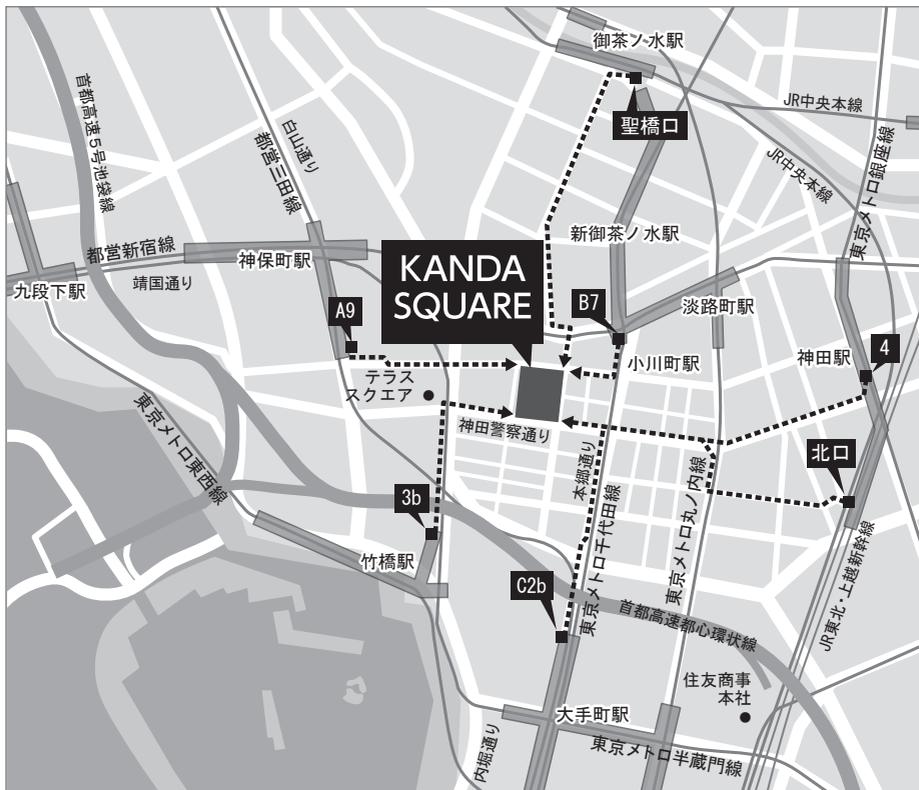
当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年3月27日開催の第12期定時株主総会の決議で、「年額10,800千円以内」となり今日に至っております。

本議案は、経営環境の変化に伴い、その責務が増大していることに加え、適正かつ有効な監査体制を維持し、当社のコーポレート・ガバナンスを更に向上させることを目的として、経済情勢の変化、その他の諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を「年額12,000千円以内」に改定いたしたいと存じます。

現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）です。

以 上

会場 東京都千代田区神田錦町錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE (神田スクエア) 3階 SQUARE ROOM



※ 駐車場の用意はございません。お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通

- 都営新宿線 ・ B7出口 徒歩3分
- 小川町駅 :
- JR各線 ・ 4番/北口 徒歩10分
- 神田駅 :

<ご来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様は、マスクの持参、着用をお願い申し上げます。
- ・会場では、検温及び手指の消毒の実施にご協力をお願いいたします。また、発熱等体調不良の場合は、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。